



日・独物品役務相互提供協定(日独ACSA)

(正式名称:日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定)



背景

- 日独間の安全保障・防衛協力の深化・拡大
- 2022年11月の日独外務・防衛閣僚会合(「2+2」)において、自衛隊とドイツ軍の共同活動を促進するための法的枠組みの交渉開始に向けた調整を進めていくことで一致。

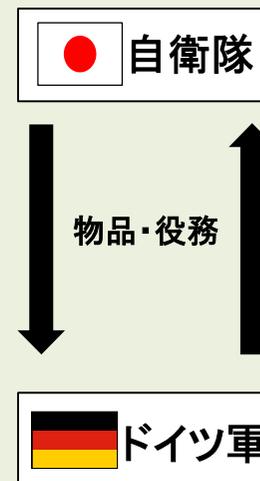
- 2023年 9月 締結交渉を開始
以後断続的に協議
- 2023年11月 実質合意
- 2024年 1月 署名



主な内容

自衛隊とドイツ軍との間で物品・役務を相互に提供する際の決済手続等の枠組みを定める。

協定の適用対象	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自衛隊とドイツ軍の双方が参加する訓練のための物品役務提供 ➤ <u>PKO、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動のための物品役務提供</u> ➤ 外国での緊急事態における自国民等の<u>保護措置又は輸送</u>のための物品役務提供 ➤ 連絡調整その他の<u>日常的な活動</u>のための物品役務提供 ➤ 日本又はドイツの法令により物品役務提供が認められる<u>その他</u>の活動のための物品役務提供
提供される物品・役務の区分	<p>食料 水 宿泊 輸送 燃料・油脂・潤滑油 被服 通信業務 衛生業務 基地活動支援 保管業務 施設の利用 訓練業務 部品・構成 修理・整備業務 空港・港湾業務 弾薬</p> <p>(注)提供される物品について、武器は協定の対象外。</p>



(参考) 我が国が締結済みのACSA

- 日米 2016.9署名 2017.4発効 (1996年の協定に代わる新協定)
- 日豪 2017.1署名 2017.9発効 (2013年の協定に代わる新協定)
- 日英 2017.1署名 2017.8発効
- 日加 2018.4署名 2019.7発効
- 日仏 2018.7署名 2019.6発効
- 日印 2020.9署名 2021.7発効

締結の意義

- 本協定の締結によって、自衛隊とドイツ軍隊の共同訓練や国際の平和と安全に貢献する活動等において、自衛隊とドイツ軍隊がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことに寄与する。
- 日独間の防衛協力が進展する中、本協定により、両国の共同活動の促進が期待される。